

市町村の住宅用太陽光発電システム導入への支援制度

募集期間等の詳細につきましては、各市町村へお問い合わせください。

支庁	市町村	支援	補助額等	問い合わせ先・電話番号
石狩	札幌市	融資	(太陽光発電設備)【融資】住宅ローン金利優遇、【助成】助成率：3%、上限：10万5千円(共同住宅30万円)	札幌市役所環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課 011-211-2872
		融資	(太陽光発電設備)利率：無利子、限度額：350万円(共同住宅1000万円)	
	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限20万円		
	石狩市	助成	(太陽光発電設備) 4万円/kW、上限12万円	石狩市市民生活部環境課 0133-72-3240
空知	岩見沢市	助成	(住宅リフォームに伴う太陽光発電設備)住宅リフォーム費の10% 上限50万円	岩見沢市役所建設部 建築課 0126-23-4111
	長沼町	助成	(太陽光発電設備) 6万円/kW、上限18万円	長沼町役場総務政策課 政策・行革係 0123-88-2111(代表)
上川	旭川市	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限21万円	旭川市環境部環境保全課 環境保全係 0166-25-5350
	士別市	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限21万円	士別市役所総務部 企画振興室企画課 0165-23-3121
網走	北見市	助成	(太陽光発電設備) 4万円/kW、上限12万円	北見市役所農林水産商工 部産業振興課 0157-25-1210
	網走市	モニター事業	(太陽光発電設備) モニター委託料： 1件9万円	網走市役所市民部 生活環境課 0152-44-6111(342)
	美幌町	モニター事業	(太陽光発電設備) モニター委託料： 1件10万円	美幌町役場経済部 商工観光グループ 0152-73-1111(292)
	清里町	助成	(太陽光発電設備) 10万円/kW、上限35万円	清里町役場建設課 0152-25-3572
	遠軽町	モニター事業	(太陽光発電設備) モニター委託料： 年間30万円	遠軽町役場総務部「ホッカイ」 推進課 0158-42-4825
		助成	(モニター事業を受けるもので新築した住宅に設置) 上限70万円	
	大空町	助成	(太陽光発電設備) 4万円/kW、上限10万円	大空町役場企画課地域振 興係 0152-74-2111
胆振	苫小牧市	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限20万円	苫小牧市環境衛生部環境 保全課 0144-36-8801
	登別市	融資	(住宅改良促進特別融資制度) (太陽光発電設備) 融資利率：年1.75%、限度額： 300万円、償還：10年以内	登別市役所観光経済部 商工労政グループ 0143-85-2171

支庁	市町村	支援	補助額等	問い合わせ先・電話番号
十勝	帯広市	助成	(太陽光発電設備) 助成率1/2以内、 上限15万円	帯広市役所市民環境部 環境課 0155-65-4135
		融資	(太陽光発電設備)利率：無利子、融資限度額：150万円、償還：10年以内	
	音更町	助成	(太陽光発電設備) 6万円/kW、上限20万円	音更町役場企画部 企画課企画調整係 0155-42-2111(213)
	士幌町	助成	(太陽光発電設備) 5万円/kW、上限20万円	士幌町役場総務企画課 企画グループ 01564-5-5212
	上士幌町	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限25万円	上士幌町役場企画課 01564-2-2111 (261)
	芽室町	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限28万円	芽室町役場企画財政課 0155-62-9721
釧路	中札内村	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限28万円	中札内村総務課 企画財政グループ 0155-67-2311
	更別村	助成	(太陽光発電設備) 7万円/kW、上限20万円	更別村役場建設水道課 0155-52-5200
	幕別町	助成	(太陽光発電設備) 3kWまで：4万円/kW、 3kW超：3万円/kW、 上限15万円	幕別町役場 民生部町民課 0155-54-6601
	足寄町	助成	(太陽光発電設備) 5万円/kW、上限20万円	足寄町役場経済課 商工観光振興室 0156-25-2141 (250・253)
	釧路市	助成	(太陽光発電設備) 5万円/kW、上限20万円	釧路市環境部 環境政策課 0154-31-4535
	弟子屈町	助成	(太陽光発電設備) 3万円/kW、上限15万円	弟子屈町役場 企画財政課 015-482-2913
根室	別海町	助成	(太陽光発電設備) 3万5千円/kW 上限35万円	別海町役場産業振興部 環境特別推進室 0153-75-2111

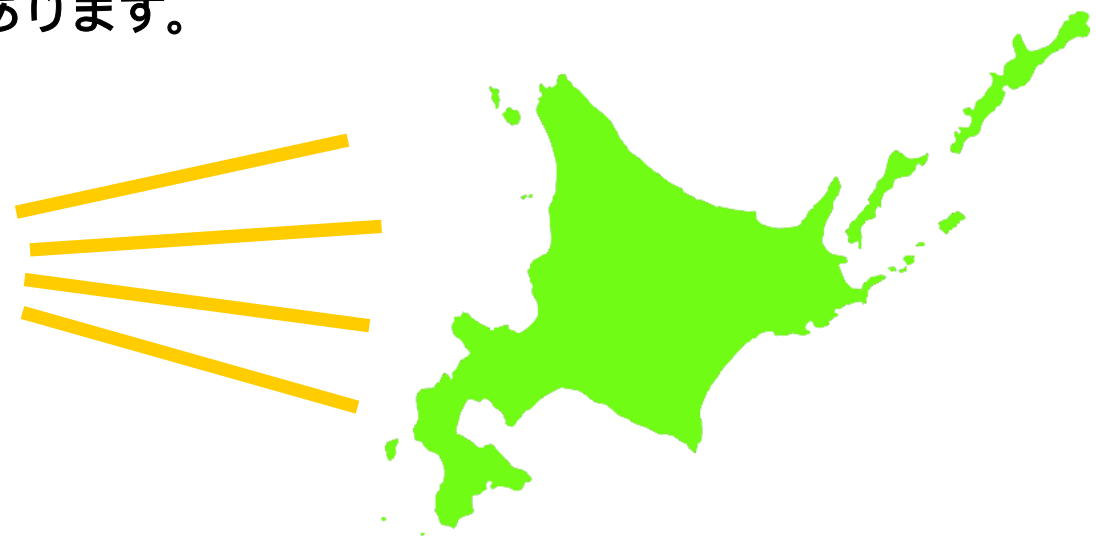
「ほっかいどう新エネ応援ライブラリー」公開中！  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/library.htm>



平成21年11月1日より  
 「太陽光発電の新たな買取制度」が  
 スタートします！  
 平成21年9月9日作成

住宅用太陽光発電システム導入への支援制度

住宅用太陽光発電システムに関して、国や市町村による支援制度があります。



《北海道省エネ・新エネサポート相談窓口》(本リーフレットに関するお問い合わせ先)  
 北海道経済部 産業立地推進局 資源エネルギー課 省エネ・新エネグループ  
 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5319 FAX:011-222-5975

本リーフレットは、ホームページにも掲載しています。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sge/index.htm>  
 各支庁 産業振興部 商工労働観光課

石狩支庁	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5829	宗谷支庁	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2926
渡島支庁	函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138-47-9460	網走支庁	網走市北7条西3丁目	0152-41-0637
檜山支庁	檜山郡江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6642	胆振支庁	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9591
後志支庁	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	0136-23-1364	日高支庁	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
空知支庁	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0062	十勝支庁	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9045
上川支庁	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5941	釧路支庁	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9185
留萌支庁	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8442	根室支庁	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829

北海道の省エネルギー・新エネルギー促進のための支援制度

事業名：地域政策総合補助金(省エネルギー・新エネルギー促進事業)

対象者	対象事業内容	補助率	問い合わせ先・電話番号
市町村	住宅用太陽光発電に関するモニター事業、省エネルギー・新エネルギーの促進に資するイベント開催事業や広報普及事業など	1/2以内	北海道経済部資源エネルギー課 省エネ・新エネグループ 011-204-5319

## 国の住宅用太陽光発電システム補助制度

経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱に基づく補助事業者として、有限責任中間法人 太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）により実施されています（事業名：平成21年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金）。

### 募集期間

2009年4月1日（水）～2010年1月29日（金）

### 補助金額

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり7万円（例えば、公称最大出力が3.5kWのシステムの場合、7万円/kW×3.5kW=24.5万円となります。）

### 対象者

自ら居住する住宅に対象システムを新たに設置する個人で、電灯契約をしている方

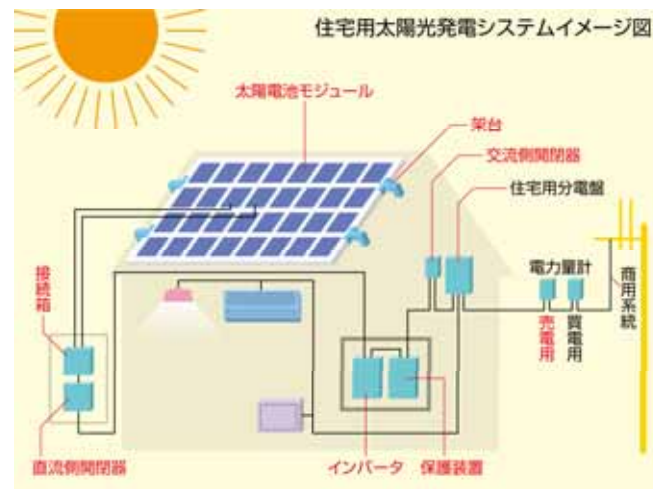
### 対象システム

以下の条件を満たすことが条件とされています。  
太陽電池モジュールの変換効率が一定の数値を上回ること（太陽電池の種別毎に基準値を設定）  
一定の品質・性能が確保され、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。  
最大出力が10kW未満で、かつシステム価格が70万円（税抜）/kW以下であること。

### 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は以下のとおりとなっています。

太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に係る費用、余剰電力販売用電力量計  
余剰電力販売用電力量計が電力会社の所有となる場合は、補助対象経費外となります。



出所：J-PECパンフレット

### 手続代行者

申請者は手続の代行を、対象システムを販売する者等に対して依頼することができます。

交付申請から補助金支払いまでの流れなど、詳細につきましては、次の連絡先へお問い合わせください。

### 申請先・お問い合わせ先等

財団法人 北海道地域総合振興機構（はまなす財団） <http://www.hamanasu.or.jp>  
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目札幌センタービル13階 電話 011-205-5011  
有限責任中間法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター <http://www.j-pec.or.jp>  
〒261-7119 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6WBGマリブイースト19階 電話 043-239-6200

## 平成21年11月1日より「太陽光発電の新たな買取制度」がスタートします！！

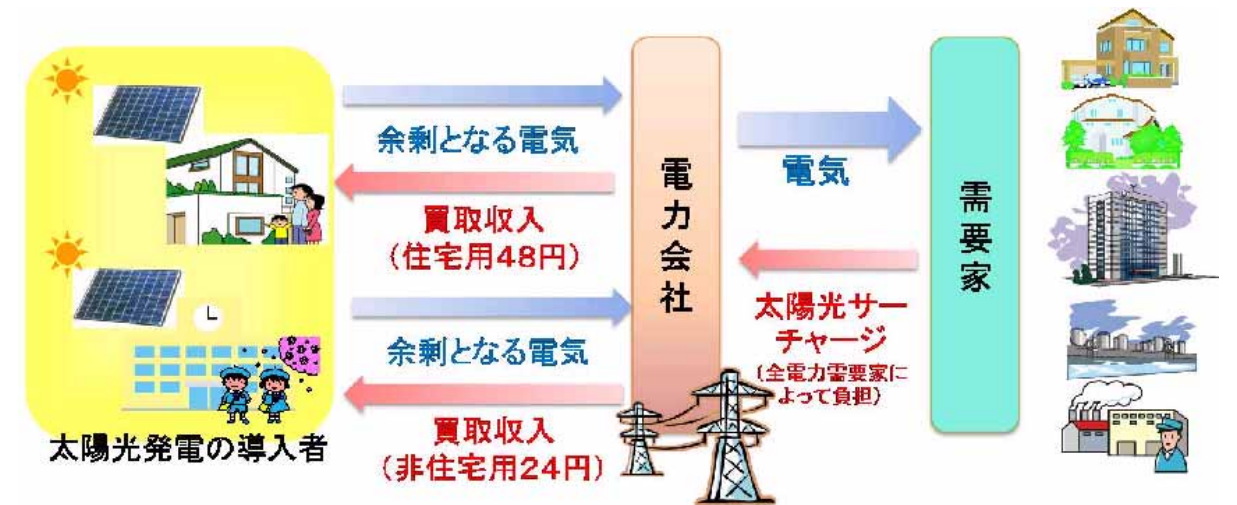
### 太陽光発電の新たな買取制度とは

太陽電池を使って家庭で作られた電力のうち自宅で使わないで余った電力を、1キロワット時あたり48円（ ）で10年間電力会社に売ることができるようになります。買取りにかかった費用は、電気を利用する方全員で負担する「全員参加型」の制度となっています。

この制度により日本の太陽光発電導入量を拡大することで、エネルギー源の多様化に加えて、温暖化対策や経済発展にも大きく貢献できるものと期待されます。

（ ）当初は住宅用は48円、非住宅用は24円

自家発電設備併設の場合は住宅、非住宅それぞれ39円、20円



自家発電設備を併設している場合は、住宅用、非住宅用それぞれ39円、20円（導入当初）

### 買取制度に関するQ&A

#### Q. 買取価格はいくらですか？

A. 買取価格は、住宅用、非住宅用とで異なり、1kWhあたりそれぞれ48円、24円となります。

#### Q. 自家発電設備を併設している場合の買取価格はどうなるのですか？

A. 家庭用燃料電池やエコウィル等、主に想定すべき自家発電設備の「押し上げ分」を考慮し、買取制度の開始当初の買取価格は、住宅用で1kWhあたり39円、非住宅用で1kWhあたり20円となります。

#### Q. 買取期間中の買取価格は変わりますか？

A. 変わりません。買取初年度の価格で10年間買取を行います。

#### Q. 年度ごとに買取価格は変わりますか？

A. 買取価格については、太陽光発電パネルの普及状況やパネル価格の動向を見ながら毎年見直しを行っていきます。例えば導入当初については平成23年3月末までに買取の申し込みをされた場合は、住宅用、非住宅用それぞれ1kWhあたり48円、24円での買取になります。

#### Q. 買取制度でどんなメリットがありますか？

A. 太陽光発電を設置する際の投資回収期間が10～15年になります。そして、「1億2000万人の1歩」で、太陽光発電の導入を加速し、「低炭素社会」の構築を目指します。

#### <太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）について>

#### Q. 負担はどのくらいですか？

A. 太陽光サーチャージは、一般的な家庭において一ヶ月あたり100円未満です。

出所：資源エネルギー庁「太陽光発電の新たな買取制度ポータルサイト」

### 太陽光発電の新たな買取制度に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 新エネルギー対策課  
電話：03-3501-1511（4551） E-mail：qqmcbe@meti.go.jp  
太陽光発電の新たな買取制度ポータルサイト <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/index.html>